

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認	
根拠法令・条項	<p style="text-align: center;"> 土壤汚染対策法第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号 </p>	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壤汚染対策法（抜粋） （要措置区域内における土地の形質の変更の禁止） 第9条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 （略） 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの 三 （略）</p> <p>○土壤汚染対策法施行規則（抜粋） （要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外） 第43条 法第9条第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略） 三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合する旨の確認を受けたもの （土地の形質の変更に係る確認の申請） 第45条 第43条第3号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第13による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一～八 （略） 2 （略） 3 第1項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第43条第3号の確認をするものとする。</p> <p>一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。 二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合していること。 三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第7条第1項の期限に照らして適当であると認められること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。